

コラムでスタディ!

「在宅医療・介護連携事業推進協議会」では、住みやすい地域づくりを目指して活動を進めています。

No.6



「地域活動と個人情報」

飯綱浩二法律事務所 弁護士 飯綱 浩二

地域で福祉などに関わる活動をしている人が、例えば名簿を作ることになったとき、「個人情報を取り扱うことになるのかな?」、「何か気を付ける点はあるのかな?」と不安に思うことがあるかもしれませんね。

そこで、今回は個人情報について考えてみたいと思います。

「個人情報保護」に似た言葉として、「守秘義務」や「プライバシー権」という言葉は以前からありました。では、「個人情報」という言葉は、いつ頃からよく使われるようになったのでしょうか。平成15年に個人情報保護法が制定されましたので、おそらく、その少し前頃からではないでしょうか。

同法は、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報

と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。(2条1項)」と定めています。具体的には、住所、電話番号、年齢、性別、健康状態などが「個人情報」に当たります。

現行の個人情報保護法は、5000人分を超える個人情報を、紙媒体、電子媒体を問わずデータベース化して、その事業活動に利用している者を「個人情報取扱業者」に指定して、後で述べるような規制の対象にしています。

しかし、平成29年春頃(予定)から、この5000人分超という要件が撤廃され、5000人分以下の個人情報を取り扱う個人事業主やNPOや自治会なども「個人情報取扱業者」に当たるようになります。

でも、不安がつてばかりはいられません。地域で見守りや支え合い活動をしように思っても、「どこに」「どんな(健康状態の)人があるかわからないと活動できませんよね。個人情報保護法も、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること(1条)」を目的にしています。このコラムでは、同法がどのような規制を定めているか少しご紹介します。活動を検討される際は以下の点に注意していただき、「個人情報」という言葉を恐れて地域活動を躊躇するようなことがないよう願っています。

「個人情報の提供を求める際の注意点」

■利用目的、管理方法、利用の範囲、収集する情報の内容、収集する対象の範囲を決めておく。
↓活動に必要な情報のみを収集する。

■利用の目的、管理方法、利用の範囲などを、本人に説明し、本人の同意を得る。

↓同意書を取り付けることが望ましいが、口頭の場合は、同意した日時、同意の範囲、同席した者の氏名を記録しておく。

「収集した情報を管理する際の注意点」

■台帳等の管理者や保管場所を決める。
↓不用意に第三者の目に触れないよう保管する。

■むやみに持ち出さない、コピーしない、外部提供しない。

↓インターネットに接続しているパソコンの場合、ウイルス対策を行う。

「情報共有の際の注意点」

■情報共有について本人の同意を得る。

↓地域活動の連携上想定される情報提供の範囲について同意を得る。

■収集した情報をそのまま提供するのではなく、目的や相手方の状況に応じて、提供する情報を選択し、必要最小限の情報をまとめた資料を作成する。
↓本人や家族の意思にも配慮する。

《参考文献》「地域福祉活動と個人情報保護」 神奈川県保健福祉局・(社)福
神奈川県社会福祉協議会(平成24年3月)